

第2章 国際化の基本的な考え方と目標

1 国際化の基本的な考え方

「世界文化自由都市宣言」では、全世界のひとびとが人種，宗教，社会体制の相違を超えて，平和のうちに自由に集い，交流を行う都市を，都市の理想像として掲げました。

このように国内外からより多くの人々が集い，自由に交流するまちにすることで，市民や来訪者が様々な文化に触れることができ，より心豊かに暮らすことができるようになります。また，そうしたまちの前提条件となる，様々な国籍，民族，文化的背景を持った人が，暮らしやすく，活躍できる社会は，誰にとっても暮らしやすく，心豊かな生活ができる社会であると言えます。

そして，京都はこれまで長い歴史の中で，国内外から多様な文化を積極的に受け入れることによって，独自の豊かな文化を築きあげてきたように，世界と広く交わり，多様な文化を受け入れ続けてこそ，更に新しい魅力を創造し，将来にわたって「世界の中の京都」として発展を続けることが可能になります。

さらに，長い歴史の中で培われてきた豊かな文化に加えて，環境分野での先進的な取組などの京都の持つ新しい魅力も評価される中，それらをより積極的に伝えていくことによって，世界の都市や人々と相互理解を深めるとともに，知識や経験を分かち合うことで，宗教・民族間の紛争や環境問題など，地球規模での問題の解決に向け，前進していくことができます。

京都市では，こうした「市民や来訪者がより心豊かに暮らせる社会の実現」や，「世界の中の京都としての発展」，「平和で持続可能な世界の実現に向けた貢献」を目的として，国際化を推進していきます。

2 国際化の目標

国際化の基本的な考え方に基づき、京都市が目指す国際的なまちの姿として、次の3つの目標を定めます。

それぞれの目標は相互に連携し合う不可分のものであるため、その実現に向けてはすべての目標を考慮に入れた効果的な施策を展開していきます。

(1) 世界がときめくまち・京都

～世界の人々をひきよせる京都の魅力の向上と発信～

1200年の歴史を持つ京都は、その長い歴史の中で、歴史的建造物や多くの芸術品、伝統的な町並みなどの有形の財産のみならず、伝統産業や学問、宗教、芸術あるいは京都の生活の知恵ともいえる環境に優しい生活様式等、豊かな文化を育み、蓄積してきた、独自の魅力を持つ、世界に類を見ないまちです。

一方、京都はその伝統文化に、新しい文化が融合する中で、先端的な研究や先進企業が発達し、また産学公の連携のように異分野が協力して新しい価値を創造するなど、魅力あふれる知性が集う、学術研究と先端産業のまちでもあります。

こうした新旧両面をもつ都市として、また、環境に優しい文化を持つ都市としての魅力によって、京都市は、観光客や留学生をはじめ世界中の人々をひきよせ、様々な分野の交流を育みつつ、更なる魅力を生み出すまちを目指します。

そのために、市民一人一人が京都の魅力を理解し、世界に積極的に発信していきます。

(2) 世界とつながるまち・京都

～市民主体の国際交流・国際協力の推進～

京都市は、パリ市、ボストン市をはじめとする9つの都市と姉妹都市提携*を行い、姉妹都市交流を国際交流、国際協力の中心として友好親善・相互理解を深めてきました。

近年、社会状況・国際状況の変化とともに、青少年交流や経済交流、技術支援など、より一層幅広い国際交流、国際協力が期待されています。

そこで京都市は、姉妹都市をはじめとする世界の都市との国際交流・協力が市民レベルで定着し、活発に行われるまちを目指します。

また京都市は、姉妹都市だけでなく世界の平和と発展に貢献するため、平成6年(1994年)に「世界歴史都市連盟」を設立し、会長都市を務める一方、平成17年(2005年)には「気候変動に関する世界市長・首長協議会」を設立、世界の自治体リーダー間のネットワーク化を推進しています。

このように、京都市は世界の自治体の中でも先進的に国際交流・協力を行う役割を果たすまちであり続けることを目指します。

そのためには、外国の文化を知り、理解し、尊重し、信頼関係を構築できる国際感覚をもった人づくりを推進する必要があります。特に次世代を担う青少年については、国際的視野を広め、相互理解を深める機会を積極的に提供し、「地球市民」*としての意識を育むような取組を推進します。

(3) 多文化が息づくまち・京都

～外国籍市民が暮らしやすく、活躍できるまちづくりの推進～

京都市には、100を超える国々の4万1千人以上の外国籍の人が暮らしています。

その中には、日本の植民地支配の結果生じた様々な事情によって日本に住むこととなった方とその子孫である在日韓国・朝鮮人や、大学などに通う留学生や研究者、就労・研修のために来日した人々等、多様な外国籍の人々が暮らしています。

また、それらの人々に加え、日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚により生まれた子どもなど、日本国籍を持ちながら、外国にルーツをもつ人や中国帰国者*など、多様な文化的背景をもつ人もたくさん暮らしています。

京都市は、外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人を含め、こうした外国にルーツをもつ全ての人が暮らしやすいまちを目指します。

そのためには、まず外国籍市民*をはじめ外国にルーツをもつすべての人が、市民生活のあらゆる面で安心して暮らせるよう、国際人権規約*をはじめ、人種差別撤廃条約*、児童の権利条約*など外国人の人権に関する国際条約の精神を市の施策に活かし、市民としての権利が尊重される、差別のない人権尊重の環境づくりを進めるとともに、それぞれの人々の抱える課題に応じた必要な支援を行っていきます。その際、特に出身国や言語において少数者である人々は、支援を受けにくい場合が多く、そうした状況も考慮にいった施策を行っていきます。さらに、市民一人一人が、外国籍市民の人々等を同じ地域に住む住民としてそれらの人々の文化や慣習などを理解し、サポートする地域づくりを進めます。

また、多様な国籍、文化的背景を持った外国籍市民の多くは、自らの文化や言語の紹介やボランティア活動、市政への参加など、地域での様々な活動に参加する意欲を持っています。**暮らしやすいまちづくりを進めるだけにとどまらず、こうした市民が存分に知識や能力を生かして地域社会で活躍することで、あらゆる市民がより豊かな生活を送れるまちを目指します。**

なお、「帰化」による日本国籍取得者や日本人との国際結婚による子どもなど、日本国籍を持っていても、家族や文化の面で外国にルーツをもつ人々も含めて表現することが必要な場合は、今後、「外国籍市民等」と表記することとします。

* 姉妹都市提携：資料編 2(59 ページ)参照

* 地球市民：地球に暮らす一員として、国家や民族の枠に捉われず、国際社会の発展のために行動できる人をいう。

* 外国籍市民：京都市においては、「京都市に居住する外国籍の人々を国籍の異なる市民であるという意味で「外国籍市民」と位置付け、すべての市民が共に生きる多文化共生社会の実現を目指している。

* 中国帰国者：1945(昭和 20)年に第 2 次世界大戦が終結した後も帰国できず、中国に残された日本人で、日中国交正常化後に帰国した者

* 国際人権規約：人権と基本的自由の尊重の推進を掲げる条約で、昭和 41 年(1966 年)に国連総会で採択され、昭和 51 年(1976 年)に発効した。世界人権宣言の内容を基礎としてこれを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。社会権を内容とする A 規約と自由権等を扱う B 規約から構成される。

* 人種差別撤廃条約：人種差別の撤廃を掲げる条約で昭和 40 年(1965 年)に国連総会で採択され、昭和 44 年(1969 年)に発効した。人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。

* 児童の権利条約：子どもの人権を包括的に規定した条約で、平成元年(1989 年)に国連総会で採択され、平成 2 年(1990 年)に発効した。国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍(ふえん)し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものである。